

令和 7 年度 独立行政法人農業者年金基金 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農業者年金基金は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 7 年度独立行政法人農業者年金基金調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 令和 6 年度の調達の実績と要因

農業者年金基金における令和 6 年度の契約状況について、契約件数は少額随意契約を除き 41 件、契約金額は 21.7 億円であった。令和 5 年度と比較して件数が増加している要因は、事務所移転に要する契約が増加したためである。

(1) 競争性のない随意契約の実績

競争性のない随意契約は 14 件、契約金額は 2.8 億円であり、目標としている前中期目標期間の平均 8 件を上回り目標を達成しなかった。しかし、そのうち 8 件は令和 6 年 11 月の事務所移転に伴う設備工事（B 工事）であり、これらを除くと 6 件となり、目標件数を下回っている。

表1 令和6年度の農業者年金基金の調達全体像

(単位:件、億円)

|              | 前年度 (R5)        |                   | 当年度 (R6)        |                   | 比較増△減 (対前年度)     |                    |
|--------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|------------------|--------------------|
|              | 件数              | 金額                | 件数              | 金額                | 件数               | 金額                 |
| 競争入札等        | ( 82.9 %)<br>29 | ( 69.5 %)<br>15.3 | ( 63.4 %)<br>26 | ( 86.9 %)<br>18.8 | ( △10.3 %)<br>△3 | ( 23.4 %)<br>3.6   |
| 企画競争・公募      | ( - %)<br>0     | ( - %)<br>0       | ( 2.4 %)<br>1   | ( 0.4 %)<br>0.1   | ( - %)<br>1      | ( - %)<br>0.1      |
| 競争性のある契約(小計) | ( 82.9 %)<br>29 | ( 69.5 %)<br>15.3 | ( 65.9 %)<br>27 | ( 87.3 %)<br>18.9 | ( △6.9 %)<br>△2  | ( 24.1 %)<br>3.7   |
| 競争性のない随意契約   | ( 17.1 %)<br>6  | ( 30.5 %)<br>6.7  | ( 34.1 %)<br>14 | ( 12.7 %)<br>2.8  | ( 133.3 %)<br>8  | ( △58.8 %)<br>△3.9 |
| 合 計          | ( 100 %)<br>35  | ( 100 %)<br>21.9  | ( 100 %)<br>41  | ( 100 %)<br>21.7  | ( 17.1 %)<br>6   | ( △1.2 %)<br>△0.3  |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。  
(注2) 各計数欄の括弧書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である(ただし、(注3)を除く。)  
(注3) 比較増△減欄の括弧書きは、増減率である。  
(注4) 少額随意契約は計上対象外である。

(2) 競争性のない随意契約が目標件数を上回った主な要因

令和 6 年 11 月の事務所移転に伴う設備工事（B 工事）の案件が 8 件あり、いずれも入居するビルの管理会社の指定業者と契約する必要があった。当該契約は、令和 6 年度限りの契約であり、これらを除くと競争性のない随意契約は 6 件となり、目標件数を下回っている。

(3) 競争性のある契約のうち一者応札・応募の実績

競争性のある契約は 27 件、契約金額は 18.9 億円であり、そのうち一者応札・応募は 10 件、契約金額は 18.2 億円であり、目標としている前中期目標期間の平均 7 件を

上回り目標を達成しなかった。しかし、そのうち4件はシステム関係の案件（3件）及び事務所移転関係の案件（1件）であり、それらを除くと6件となり、目標件数を下回っている。

表2 令和6年度の農業者年金基金の一者応札・応募状況

（単位：件、億円）

|      |    | 前年度(R5)      | 当年度(R6)      | 比較増△減(対前年度) |
|------|----|--------------|--------------|-------------|
| 2者以上 | 件数 | 13 (44.8%)   | 17 (63.0%)   | 4 (30.8%)   |
|      | 金額 | 0.4 (2.6%)   | 0.8 (4.0%)   | 0.4 (89.1%) |
| 1者   | 件数 | 16 (55.2%)   | 10 (37.0%)   | △6 (△37.5%) |
|      | 金額 | 14.9 (97.4%) | 18.2 (96.0%) | 3.3 (22.3%) |
| 合 計  | 件数 | 29 (100%)    | 27 (100%)    | △2 (△6.9%)  |
|      | 金額 | 15.3 (100%)  | 18.9 (100%)  | 3.7 (24.1%) |

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 合計欄は、競争性のある契約（競争入札、企画競争、公募）の合計である。

（注3） 各計数欄の括弧書きは、当該年度の合計件数・金額に占める割合である（ただし、（注4）を除く。）。

（注4） 比較増△減欄の括弧書きは、増減率である。

#### （4）一者応札・応募が目標件数を上回った主な要因

ア システム関係の案件（3件）については、一般的に当該システムを熟知している等により既存の契約業者が有利となることが要因として考えられる。特に農業者年金記録管理システムについては、現在一般的ではないプログラミング言語を用いて、昭和40年代の開発当初より改修し続けて使用しており、プログラムの規模も大きく、そのプログラミング構造と過去からの農業者年金制度を熟知した既存の契約業者でないと対応が難しいという性質がある。

イ 事務所移転関係の案件（1件）については、令和6年11月の事務所移転に伴う令和6年度限りの契約である。

#### （5）調達に関するガバナンスの実施

随意契約案件について、基金に設置した契約審査委員会の審査を受けるとともに、職員へ適正な調達手続きについて研修を実施した。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記1の実績と要因のほか、新たな取組の状況を踏まえ、今後の調達等において以下の取組を引き続き実施することで、更なる競争性・透明性の確保に努めるとともに、経費の削減を目指す。

#### （1）従来から取り組んでいること

ア 入札等における公告期間の十分な確保

イ 業務準備期間・履行期間の十分な確保

ウ 入札参加業者の掘り起こし

エ 応募要件・仕様書の内容等の見直し

令和5年度から入札参加辞退者より提出された意見を聴取・分析するための「辞退届兼改善アンケート」の改善意見等を基に、公告期間や履行期間の見直し、入札

参加者の掘り起こし、応募要件の緩和や仕様書の内容等の見直しなどをまとめた「一者応札・応募改善シート」を基金において作成し、次回の入札時に反映させることとしている。令和6年度においては、令和5年度に一者応札であった案件のうち2件は複数応札へと改善されたほか、一者応札・応募の割合は令和5年度の約55%から約37%に改善された。

オ 仕様書等の電子配布

仕様書等を基金ホームページに掲示。

カ 発注予定の事前公表

4月及び10月に、その時点で判明している入札案件を基金ホームページに掲示。

キ オープンカウンター方式の活用

少額随意契約に該当するものであっても50万円以上100万円未満のものについては、原則基金ホームページに仕様書等を掲示し広く見積もりを募る。

(2) 令和6年度から新たに取り組んだこと

複数者応札であった案件については、これまで積極的にフォローアップをしてこなかったが、一者応札対応で成果があったため、複数者応札であっても、事業者からの意見・要望を把握して、仕様書の不断の見直しを行えるよう、「辞退届兼改善アンケート」及び「入札受付表」を担当部署に共有することとした。

【評価指標】

- ・競争性のない随意契約の件数及び一者応札・応募件数について、一義的には前中期目標期間の件数の平均以下とすることとし、随意契約は8件以下、一者応札・応募は7件以下とする。
- ・(1)、(2)について継続的な取組を行う。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約を除く随意契約案件については、契約締結前に、契約審査委員会に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から審査を受ける。

【評価指標】

随意契約案件について適切な審査を受ける。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

令和5年12月14日に作成した談合情報対応マニュアルを含め、職員研修等を行い、職員へ適正な調達手続きの周知徹底を図る。

【評価指標】

適正な調達手続きについて研修を実施する。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、原則、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 5. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を委員長とする契約審査委員会を活用し、調達等合理化に取り組むものとする。

委員長            総務担当理事

委員長代理      業務担当理事

委員              企画調整室長、総務部長、業務部長、資金部長、法令担当審理役、  
数理役、情報化統括責任者（CIO）補佐官

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、その審議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、農業者年金基金ホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。